

標準処理期間

処分法	区 分		標準処理期間
河 川 法	①	国土交通大臣の権限に係る水利使用に関する処分	10ヶ月
	②	地方整備局長の権限に係る水利使用に関する処分	5ヶ月
	③	砂利採取法の処分が伴う第25条の処分	60日
	④	地方整備局長の権限に係る上記以外の処分	3ヶ月
	⑤	④の処分で国土交通大臣の承認が必要なもの	4ヶ月
海 岸 法	⑥	第7条第1項(海岸保全区域の占用)の処分	3週間
	⑦	第8条第1項(海岸保全区域の行為)の処分	
	⑧	第13条第1項(海岸管理者以外の者の工事)の処分	1ヶ月
砂利採取法	⑨	第16条(砂利採取計画の認可)の処分	60日
	⑩	第20条第1項(砂利採取計画の変更の認可)の処分	
<p>注) 1 標準処理期間とは、申請者が受付窓口の出張所等に到着した日から、処分の日までの期間をいい、通常要すべき標準的な処理期間の目安を定めたものである。</p> <p>2 申請者が、申請書類に不備等を補正するために要した時間、又は申請内容を変更するために要した期間は、標準処理期間に含まない。</p>			